

鹿児島県保険医協会副会長
歯科医師

やくしじ つよし
薬師寺 殺



私の視●点

昨年の通常国会で「保険業法等の一部を改正する法律」が成立し、今年4月から施行される。この法改正の目的は、悪質な共済（いわゆる「ニセ共済」）から消費者を保護することにある。合理的な法改正のように見えるが、実は大きな問題を含んでいるので指摘したい。

日本には昔から同じ職種、同じ環境の人たちが相互扶助を目的に掛け金を出し合い、会員が困った時に

拠出するという共済の習慣がある。現在、根拠法のある共済と根拠法のない共済とに区別される。ほとんどの自主共済は純粹に特定の会員のためだけを考え、運営されている根拠法のない

「無認可共済」である。例えば、「ハートリンク共済」は、小児がんを克服した後も、いつ再発し多額の医療費が必要になるか分からないという不安をかかえる親が、民間保険へ加入

時はずっと遭難事故の救助費用に對して民間保険では保障が不十分のため独自に共済を立ち上げ、多額の救助費用などに対応しながら、苦勞してこれまで維持運営してきた。

ある診療所の院長は、「自分が入院したとき、この制度のおかげで安心して休診できた」「もしこの制度がなくなると、それを補うため多額の保険料を必要とする民間保険への加入が

「自立・自助」を国民に求めるのであれば、日本社会に広く根付き生活を下支えしている健全な自主共済の存続こそ考えるべきではないだろうか。

◆保険業法改正 健全な自主共済は存続を

主運営している「休業保障制度」は、1970年に設立された。

35年を経過した現在では約5万人の加入者を擁している。開業医が病氣やけがで休診せざるを得なくな

必要で、保障もかなり減り、安心して休診できそうにない」と述べている。

では、特定のものを相手方とする共済として、従来どおり、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足

投稿規定 1300字程度。住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、〒104・8011朝日新聞社企画報道部「私の視点」係へ。電子メールはstien@asahi.com 二重投稿、採否の問い合わせはご遠慮ください。本社電子メディアにも収録します。原稿は返却しません。

の会員を擁する日本勤労者山岳連盟は「労山遭対基金」という遭難共済制度を運営している。その設立当

たとき、スタッフの給与、家賃などを保障する保険がなかったため、民間保険を独自に研究して設立し、苦

会」など数多くの健全な自主共済があり、生活を支える大きなよりどころとなっている。

今回の法改正が完全実施

い」と述べている。何十年の間運営されている自主共済に法の網をかぶせることは、消費者を保護するという法改正の趣旨に反してかえって不利益をこうむる多くの消費者を輩出することになる。